

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の
納税猶予の報告書（特例措置）

入 力	確 認
※	※



税 務 署 長

令和 年 月 日

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等
について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

※欄は記入しないでください。

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

- 1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 年 月 日
- 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。)(注1) 年 月 日
- 3 2の基準日における猶予中贈与税額 円
- 4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 株(口・円)
- 5 特例認定相続承継会社の明細

特例認定相続承継会社	名 称	(変更前)	
	本店の所在地		
		(変更前)	
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注2)			
直前の事業年度		2期前の事業年度	3期前の事業年度
円		円	円
特例認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由			
事 由			
基準日における資本金の額又は出資の総額		円	
基準日における準備金の額		円	

関与税理士	電 話 番 号
-------	---------

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

(注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。

(注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限り、以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。

(注3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の同法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。